

静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 6 年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 25 日

静岡県後期高齢者医療広域連合

監査委員 今 井 信 義

監査委員 山 根 一

1 監査の種別

定期監査

2 監査の期間

令和 6 年 11 月 6 日から令和 6 年 11 月 26 日まで

3 監査の対象

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで）における財務事務

4 監査の方法

毎月実施している現金出納検査の結果を参考に、広域連合長から提出された監査資料と関係書類及び諸帳簿類を照合するとともに、関係職員からの聴取を実施した。

5 主たる観点

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところに従い適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の 2 点を重点項目として実施した。

(1) 支出事務の執行について

(2) 契約事務の執行について

6 監査の結果

監査の対象とした事務について、計数は正確であると認められた。

また、重点項目とした支出事務、契約事務をはじめ、収入、財産管理に係る事務についても、法令等に準拠し、目的に従って適正に執行されているものと認められた。

引き続き、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。